

ニュースリリース

株式会社カンバスとの著作権侵害訴訟について
—著作権侵害訴訟に関する上告却下の件—

平成 29 年 1 月 24 日
株式会社フェイス

最高裁判所第一小法廷はこのほど、裁判官全員一致の意見で、株式会社カンバス（以下、カンバス）による知的財産高等裁判所平成 27 年（ネ）第 10102 号（平成 28 年 3 月 23 日判決）を不服とする上告受理申立について、本件を上告審として受理しない旨、決定しました。

本訴訟は、平成 25 年 7 月 8 日付で、カンバスにより、当社製の字幕制作用ソフトウェア「Babel」がカンバスの字幕制作用ソフトウェア「SSTG1」を複製または翻案しており、カンバスの著作権を侵害しているとして、東京地方裁判所に提訴されたものです。

カンバスの請求は、東京地方裁判所でも控訴審の知的財産高等裁判所でも認められず、最高裁でも認められなかったということでもあります。

当社は、カンバスの主張は不当なものであることから、訴訟の中で、一貫して Babel の設計思想の独創性などを真摯に主張してまいりました。

当社は、今後も、起業精神を忘れず、ユーザー利益を第一に、そして、字幕制作市場の発展に寄与する姿勢をどこまでも忘れずに、事業に邁進していく所存であります。

今後とも、皆さまのご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社フェイス 渉外統括室 TEL 03 - 6206 - 6207

以 上